

議案第42号

鳥取県附属機関条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県附属機関条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県附属機関条例等の一部を改正する条例

（鳥取県附属機関条例の一部改正）

第1条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前の規定	改正後の規定
--------	--------

改 正 後	改 正 前																																
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>調査審議する事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>鳥取県パートナー県政推進会議</td><td>鳥取県民参画基本条例（平成25年鳥取県条例第3号）第2条の基本理念に基づくパートナー県政の実現に向けた県民参画による県政推進の仕組みづくりに関する事項</td></tr> <tr> <td>鳥取県県民投票選択肢等検討委員会</td><td>鳥取県民参画基本条例第18条第1項に規定する事項</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td><u>トットリズム推進委員会</u></td><td><u>トットリズムの推進に関する事項</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>鳥取県救急搬送高度化推進協議会</td><td>消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第4項に規定する事項</td></tr> <tr> <td>鳥取県行政不服審査会</td><td>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する事項</td></tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県パートナー県政推進会議	鳥取県民参画基本条例（平成25年鳥取県条例第3号）第2条の基本理念に基づくパートナー県政の実現に向けた県民参画による県政推進の仕組みづくりに関する事項	鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	鳥取県民参画基本条例第18条第1項に規定する事項	略		<u>トットリズム推進委員会</u>	<u>トットリズムの推進に関する事項</u>	略		鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第4項に規定する事項	鳥取県行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する事項	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>調査審議する事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>鳥取県パートナー県政推進会議</td><td>鳥取県民参画基本条例（平成25年鳥取県条例第3号）第2条の基本理念に基づくパートナー県政の実現に向けた県民参画による県政推進の仕組みづくりに関する事項</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td><u>鳥取力創造運動推進委員会</u></td><td><u>鳥取力創造運動の推進に関する事項</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>鳥取県救急搬送高度化推進協議会</td><td>消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第4項に規定する事項</td></tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県パートナー県政推進会議	鳥取県民参画基本条例（平成25年鳥取県条例第3号）第2条の基本理念に基づくパートナー県政の実現に向けた県民参画による県政推進の仕組みづくりに関する事項	略		<u>鳥取力創造運動推進委員会</u>	<u>鳥取力創造運動の推進に関する事項</u>	略		鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第4項に規定する事項
名称	調査審議する事項																																
略																																	
鳥取県パートナー県政推進会議	鳥取県民参画基本条例（平成25年鳥取県条例第3号）第2条の基本理念に基づくパートナー県政の実現に向けた県民参画による県政推進の仕組みづくりに関する事項																																
鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	鳥取県民参画基本条例第18条第1項に規定する事項																																
略																																	
<u>トットリズム推進委員会</u>	<u>トットリズムの推進に関する事項</u>																																
略																																	
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第4項に規定する事項																																
鳥取県行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する事項																																
名称	調査審議する事項																																
略																																	
鳥取県パートナー県政推進会議	鳥取県民参画基本条例（平成25年鳥取県条例第3号）第2条の基本理念に基づくパートナー県政の実現に向けた県民参画による県政推進の仕組みづくりに関する事項																																
略																																	
<u>鳥取力創造運動推進委員会</u>	<u>鳥取力創造運動の推進に関する事項</u>																																
略																																	
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第4項に規定する事項																																

略		
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項	
略		
子育て王国とっとり会議	略 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項	
とっとり型の保育のあり方研究会	保育・幼児教育のあり方に関する事項	
略		
鳥取県自然環境保全コンクール審査会	鳥取県自然環境保全コンクール表彰の被表彰者の選考に関する事項	
略		
鳥取県自然環境保全コンクール審査会	鳥取県自然環境保全コンクール表彰の被表彰者の選考に関する事項	
鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議	氷ノ山一帯の観光振興及び地域活性化に関する事項	

略		
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第26条第1項に規定する事項	
鳥取県住生活基本計画検討委員会	住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項の規定により定める計画に関する事項	
略		
鳥取県経済・雇用振興キャビネット	産業界における事業者若しくは業態特有の課題 <u>又は</u> 外部環境等の変化に伴う課題 <u>及び</u> その解決のための施策に関する事項	
略		
会		
略		
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第26条第1項に規定する事項	
略		
鳥取県経済・雇用振興キャビネット	産業界における事業者 <u>又は</u> 業態特有の課題 <u>及び</u> 外部環境等の変化に伴う課題 <u>並びに</u> これらの解決のための施策に関する事項	
鳥取県雇用創造1万人推進会議	雇用創造1万人計画（商工業に加え、農林水産業、観光、教育、福祉、医療などあらゆる分野において、官民連携により平成23年度から4年間で1万人の雇用創造を目指す県の計画をいう。）の推進に関する事項	
略		

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項各号に掲げる事項

略

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会

鳥取県オープンデータ・ビッグデータ活用検討会

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項各号に掲げる事項

県が保有するその利用に制限のないデジタルデータ及び大量に収集され、蓄積されるデジタルデータの活用に関する事項

略

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会	世界で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校における教育課程の開発、 <u>実践等</u> の体制整備に関する事項
鳥取県スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会	高等学校における理数系教科に係る教育課程の研究開発に関する事項
鳥取県立智頭農林高等学校運営指導委員会	鳥取県立智頭農林高等学校における林業分野の人材育成に関する事項

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会	世界で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校における教育課程の開発・ <u>実践等</u> の体制整備に関する事項

鳥取県立境港総合技術高等学校運営指導委員会	鳥取県立境港総合技術高等学校における水産分野の人材育成に関する事項		
略			
とっとり弥生の王国調査整備活用委員会	青谷上寺地遺跡及び妻木晩田遺跡の調査研究及び整備活用に関する事項	鳥取県青谷上寺地遺跡発掘調査委員会	青谷上寺地遺跡の学術的な発掘調査の方法及び計画に関する事項
略			
鳥取県妻木晩田遺跡発掘調査委員会	妻木晩田遺跡の学術的な発掘調査の方法及び計画に関する事項	略	

(鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正)

第2条 鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 前文 第1章～第4章 略	目次 前文 第1章～第4章 略

第5章 鳥取県男女共同参画審議会（第32条－第37条）

第6章 雜則（第38条）

附則

（雜則）

第37条 略

（委任）

第38条 略

第5章 鳥取県男女共同参画審議会（第32条－第38条）

第6章 雜則（第39条）

附則

（庶務）

第37条 審議会の庶務は、地域振興部において処理する。

（雜則）

第38条 略

（委任）

第39条 略

（鳥取県警察職員顕彰条例の一部改正）

第3条 鳥取県警察職員顕彰条例（昭和42年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

(規則への委任)

第4条 略

(事務の処理)

第4条 この条例による警察職員の顕彰に関する事務は、鳥取県
警察本部警務部監察官室において処理する。

(規則への委任)

第5条 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。